

| 令和4年度に行われた分類定義カードの修正内容 | | | | | |
|------------------------|-----------------|---|---|---|----|
| 新分類・Dターム | 修正欄 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 | 備考 |
| D4-410 | 他の意匠分類/Dタームとの関係 | | 「<D3(発光具及び照明器具)との関係>」の段落を追加し、図例を2図掲載 | 照明機能付き扇風機の分類の明確化 | |
| D7-295 | 定義 | 「～ヘッドレスト等を覆うシート状のもの。」 | →「～ヘッドレスト等を覆うカバー状のもの。」に修正 ●図例1図(1148247号)削除 | 判読性を高めるため | |
| D7-295 | 他の意匠分類/Dタームとの関係 | | →「自動車の座席に置いて使用するものはC1-200。」を追加 ●図例3図掲載 | 判読性を高めるため | |
| E3-4119 | 他の意匠分類/Dタームとの関係 | スキーなどの防寒マスクはC4-03に分類する。 | スキーなどの防寒マスクはB2-01に分類する。 | 記載誤記修正のため | |
| E3-4119 | 他の意匠分類/Dタームとの関係 | 事例上部にある分類の記載2箇所(旧分類) 「C4-03登録703586号」「C4-03登録694963号」 | 「B2-00登録703586号」「B2-00登録694963号」 | 記載誤記修正のため | |
| L3-100 | この分類に含まれる物品 | 「危険物の貯蔵場」「屠畜場」「火葬場」「汚物処理場」 | →「危険物の貯蔵施設」「変電所」「火葬施設」「汚物処理施設」 | 施設物だけでなく土地を含んだ名称と誤解が生じることを避けるため。併せて制限漢字を用いた物品名については、登録例のある物品名に修正。 | |
| L3-100 | 定義 | L3-11代…環境施設物、L3-12代…情報施設物、L3-13代…交通施設物、L3-14代…通信施設物とし、これら下位の分類に属さないものをここへ分類する。 組立てること成り立つ施設物も含む。施設物の内部であって、その施設物の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も含む。 | →L3-11台…環境施設物、L3-12台…情報施設物、L3-13台…交通施設物、L3-14台…送電通信施設物とし、これら下位の分類に属さないものをここへ分類する。 組み立てること成り立つ施設物も含む。施設物の内部であって、その施設物の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も含む。 | 平仄を揃える等の形式的修正 | |